

はじめに

農地・水・環境保全向上対策は、農村における農地や用排水路、農道などを農業者と地域住民が一体となって維持・保全することを目的として、平成19年度から5年間の期間で実施されている事業です。

この事業が始まった背景の一つとして、食料生産の場である農地や農村が、高齢化や過疎化、後継者不足などで存続の危機にさらされていることが掲げられます。

.....

農業は機械化が進んだことにより重労働から解放され、労働時間も短縮し、高齢者でも何とか生産が継続できる環境になってきています。

しかし、その生産を支える農道や用排水路等の維持・管理作業は、そのほとんどが手作業に頼っていることから、高齢者には重い負担となり、高齢化・過疎化の進行によって、その維持管理が将来極めて困難となることは確実視されています。

そして、その結果として訪れる事態は、県民生活に重大な影響を及ぼすことは容易に予想されます。

また、農地・農村は食料生産の場だけではなく、大雨時の雨水を一時的に貯留する機能や大気浄化機能、さらには、大気中の炭素貯留を促進し、地球温暖化を防止する機能や生物多様性の保全を発揮するなどの多面的機能も有しており、私たちすべての県民がその恩恵を受けているものです。

このような観点から、農村の農地や農道・用排水路を私たち県民の「命をつなぐ」共有の財産ととらえ、農業者と地域住民が一体となって、良好な状態で次世代に引継いでいこうとする事業が、この「農地・水・環境保全向上対策」です。

今回、県内で活動を実施している324の活動組織の中から10地区を取り上げ、共同活動に取り組んでいる活動組織の皆様方にその活動内容をご紹介し、活動の参考にしていただけるよう、この事例集を作成いたしました。

本事業も残すところあと1年余りとなりましたが、活動に取り組む皆様方の益々のご活躍を期待するとともに、県としても、農村振興の柱として事業の推進を図ってまいります。

今後とも、活動の更なる活性化についてご尽力いただきますようお願い申し上げます。

平成23年1月

千葉県農林水産部農村振興課長 山本 泰三